



ゆうメール

2018.12.1

令和4年
(2022年)

1月号
第564号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

ふるさとの食シリーズ



信州の代表的な昆虫食 手前左：蜂の子 手前右：いなご 奥：ざざむし

— 主な記事 —

税務署長・会長新年ご挨拶	2 頁
税についての作文	3 頁
皆さんこんにちは・佐藤嘉彦氏	4 頁
頑張ってます・小林享之氏	4 頁
労務レポート	5 頁
税務ポイント	6 ～ 7 頁
ふるさとの食	7 頁
青年部・女性部コーナー	8 頁
1 月の予定 等	9 頁
当会役員・監事年賀	10 頁
会員福利厚生制度PR	11 頁
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、川柳コーナー、あとがき	12 頁
冬期特別研修会 (2/18開催) のお知らせ	付録

ふるさと食シリーズ

“昆虫食の今昔”

昭和時代に成人した世代にとっては、いながらも蜂の子もなじみのある食材でした。秋になると稲刈りに勤しむ大人たちの周りでいなぎ取りに熱中する子供の姿を見かけることも珍しくはありません。いなぎは文字通り「稲子」で、稲の害虫でしたので、駆除して食材にすることはまさに一挙両得でした。

この時期は蜂の子の捕獲のシーズンでもあり、とれたての蜂の子の炊き込みご飯や塩炒めは、秋祭りには欠かせないご馳走でしたが高度成長期以降の食品流通の発達と食材の多様化の中で、日常の食卓からは段々と姿を消していきました。

(関連記事7頁掲載 横沢敏編集委員)

みんなで回覧しましょう。

社 長								經理担当
--------	--	--	--	--	--	--	--	------



差出人・返送先

一般社団法人松本法人会

〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10

大同生命松本ビル 5 階



謹 賀 新 年



松本税務署長 関 潤 一

一般社団法人松本法人会 会長 神澤陸雄

令和4年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人松本法人会会員の皆様方には、お健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は神澤会長をはじめ、貴会の皆様方には、税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、社会経済活動の制限を受ける中においても、広報誌「まつもとほうじん」の発行、各種研修会の開催や小学生を対象とした租税教室への講師派遣、「税に関する絵はがきコンクール」の募集など租税教育活動や税の啓発活動及び献血活動、清掃奉仕、松本児童園への寄付・奉仕作業といった社会貢献活動など積極的に取り組んでいただいております。小学校から税について関心を高め、その後、中学、高校、大学と成長していく中で、社会や国を支える税の意義や役割を理解することは極めて重要なことであり、税務行政に携わる私どもといたしましても誠に心強い限りであり、皆様方のご尽力に心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済活動のグローバル化やICT化の急速な進展に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく変化しております。こうした状況の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命・任務を十分に果たしていくためには、松本法人会の皆様方のお力添えが必要不可欠であると考えておりますので、引き続き、ご支援・ご協力をお願いいたします。

間もなく令和3年分の確定申告が始まります。

所得税等の確定申告では、ご自宅等からパソコン・スマートフォンを利用したe-Tax申告を推進しておりますので、会員企業の役員・従業員の皆様におかれましては、より利便性が向上したマイナンバーカード方式又はID・パスワード方式によるe-Tax申告を是非ともご利用いただきたいと存じます。また、確定申告会場においては、基本的な感染防止策を講じつつ、昨年に引き続き申告会場への入場には、入場できる時間枠を区切った「入場整理券」方式を継続して、混雑緩和と感染リスクの軽減を図って参ります。

結びに、新しい年が一般社団法人松本法人会にとりまして良い年となりますよう、また、会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を、心から祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

新年おめでとうございます。皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は当会の運営にあたりまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

一昨年より未曾有のコロナ禍により、世界規模での混乱が続く中、日本そして私たちが暮らすこの地域においても日常生活や企業活動に大きな制約を受ける状況が続いております。

こうした事態を収束させるべく、政府、民間が協力して取り組む行動制限やワクチン接種の普及もあり、我が国では新規感染者数が落ち着きを見せ、徐々に通常の生活や経済活動が再開され、ウィズコロナ時代を具体的に思い描くことも出来始めておりますが、ここにきて新たな変異株とされる「オミクロン株」の世界的な流行が懸念されるなど決して油断のできない状況でございます。

日々大変なご苦勞をされておられる会員企業の皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、そうした中でも企業と従業員の方々の暮らしを守るため懸命に努力を続けておられる経営者の皆様に対しまして、改めて心より敬意を表します。

当会におきましては安全面への配慮から、予定しておりました事業の一部を見合わせたことにより、会員企業の皆様にもご不便をおかけいたしました。毎月発行の広報誌での最新の税制等の情報提供、ネットを活用したオンライン研修会や安全対策を施した上での各種研修事業や生活習慣病健診の実施、会員企業を守る福利厚生制度のご案内、献血や松本児童園への寄付・奉仕作業といった各種社会貢献活動、小学生を対象とした租税教育活動などを松本税務署様、当会役員・会員の皆様、関係機関にご協力をいただきながら可能な範囲内で実施することが出来ました。皆様のご協力に対しまして心より感謝申し上げます。

本年も今しばらくは一進一退の状況が続くものと予想されますが、当会では皆様の健康と安全を第一とする姿勢は維持しつつ、経済団体として「新しい生活様式」に対応した社会経済活動の推進も念頭に会運営を行い、適正公平で中小企業の活性化に資する税制の実現を目指すとともに、会員企業の経営に資する事業、地域社会の発展に寄与できる事業の実施に向けた準備をしっかりとこなってまいりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

新しい年を迎えるにあたり、一日も早くこの災厄に打ち勝つとともに、会員企業、関係者各位、地域の皆様方に平穏と繁栄が訪れますことを心より祈念し、年頭のご挨拶といたします。



長野県教育委員会賞

税金に助けてもらった私の命

信州大学教育学部附属松本中学校 三年 小平 華凜

「私、救急車って乗ったことがないな。」と言って、さりげなく家族に自分が健康だよっていうことを自慢していた時、「華凜も乗ったことがあるよ！私のお腹の中にいた時だけ。」と母が突然言い出したので、その時の様子を教えてもらったことがあります。

予定日の三ヶ月前位に切迫早産で入院していた母は、「このままお腹の赤ちゃんが産まれてきてしまったら、生きていける可能性は低くなるし、身体に障害が出る可能性もあります。高度な医療を受けられる病院に転院しましょう。」と医師に言われたそうです。その日のうちに転院が決まり、搬送するために救急車が来て、転院先の病院は少し遠かったので、高速道路も使って行ったそうです。道中では救急隊員が母の身体を気遣いながら、世間話などもしてくれて安心して乗っていることができたと言っていました。

また、転院してからの母は、救急車に乗って、こんなにすごい治療をしてもらってどれだけのお金がかかるのだろうという不安に押しつぶされそうだったと言います。でも、赤ちゃんが元気で無事に産まれてきてくれるのならお金はいくらでも払います。どうか助けて下さいと祈り、毎晩泣いていたそうです。

おかげで私は元気に無事産まれてくることが

できました。病院からの請求書を見た母は予想よりはるかに安い医療費に驚き、救急車のお金は請求されていないことにも気付いたのだと言います。「その日はね、それまであまり気にすることもなかった税金の偉大さを知った日。」と言って母は少し誇らしげな感じでした。私も母の話から税金ってすごいと改めて感じさせられました。

消費税が8%から10%に上がった時、私はやめてほしいなと思いました。私にとってはたった2%でも大きな損をしている気持だったからです。でも、母から自分が産まれる時の話を聞き、学校でも税の勉強をしていく中でそれは大切な財産となっていることが分かりました。私の命も税金で助けてもらったようなものです。私が産まれてくる時にお世話になった救急車、救急隊員、高速道路、医療費等考えつくものはほとんど税金でした。2%の税金で少しでも多くの人が救われ、豊かな生活を送れるのなら私はうれしい気持ちになります。2%が大きな損なのではなく、みんなの幸せのためと思えた時、消費税という身近な税金だけではなく、近い将来納めるべき税金はきちんと納めていきたいと決意しました。そして、身近な人で税金を納めることをちゅうちょしている人には私の経験を伝えていきたいと思いました。

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本社：松本市芳野19番48号



株式会社 佐藤ボデー製作所
松本市鎌田
代表取締役 佐藤 嘉彦 氏

『お客様目線に立って最善を尽くす』

昭和27年4月に設立され、今年70周年を迎える(株)佐藤ボデー製作所。先代であるお父様から平成

29年に経営を引き継いだのが3代目社長である佐藤嘉彦氏です。

私たちの暮らしを支える陸上物流で大きな役割を担っているトラックですが、基本的にトラックメーカーでは運転席部分と骨組み部分からなる車体(シャーシ)までを生産しており、荷物を載せるボディ部分は使用目的に応じて専門業者が製作している場合が多いそうで、当社では設立以来、高い技術力でお客様の希望に沿った一点物のトラックボディを製作しています。

時代とともに受注内容も変化の中、「お客様目線に立って最善を尽くす」という気持ちを社員一丸で抱き、技術力の向上、良いものを柔軟に取り入れる姿勢を心掛けています。お客様との打ち合わせから製作現場への指示、仕上げの管理から経営全般まで多忙な日々をお過ごしのお佐藤社長さんですが、「困難な仕事こそチャレンジして乗り越えて仕上げた時が嬉しいんです」という前向きな姿勢に元気を頂きました。益々のご活躍をお祈りいたします。

(川船昌子編集委員)



頑張ってます!!

『ふるさとの食文化の創造と伝承を味に託して』

有限会社あづみ野食品
安曇野市豊科

小林 享之 氏

安曇野市にごぞいます(有)あづみ野食品は、漬物やそば、おやきなど食品の製造や販売を行う郷土食の総合メーカー(株)まるたかの事業部として発足し、20年ほど前に法人化した会社です。今回お話を伺いました小林さんは高校時代のご友人の紹介で20年ほど前に入社され、現在は商品企画などを担当されています。

観光土産として購入されることの多い商品を、顧客のニーズに沿う形で企画・商品化することが多くなりましたが、ニーズも原材料となる地域の農産物や畜産物も年々多様化し、ふりかけやお菓子などの商品のラインナップは増加する一方で、そのため生産者や販売事業者などの社外の人との関りも増え、多くの人との出会いを楽しみながら働いています。あくまでも主役は商品や生産者、販売店ですので、アイデアや要望を細かく拾いながら商品化する裏方に徹するようにしています。コロナ禍で観光需要が厳しい時期が続きましたが、感染収束後のリベンジ消費の拡大に期待しています。

(横沢敏編集委員)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

労務レポート**育児・介護休業法の改正と雇用保険の育児休業給付の改正について**

社会保険労務士 上 嶋 宏



令和4年新しい年を迎え雇用環境が変わります。当レポートは、今回から2回にわたり4月1日から3段階で施行される「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます）についてご案内します。

今回の改正は、男女とも仕事と育児の両立ができるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や育児休業の分割取得を可能として、育児休業の取得を容易にする制度構築を事業主に求めています（義務）。そして、妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした従業員が、この制度を有効に活用し子育てができるように育児休業制度、育児休業給付金、育児休業中の社会保険料負担の取扱について説明実施を事業主に求めています（義務）。これらの説明とともに、これらの制度を取得する意向について従業員に確認することも事業主に求めています（義務）。

なお、以上の義務は、中小企業等を免除する特例はありません。すべての事業主が対象となります。

改正法は、

I 雇用環境の整備、個別周知・意向確認の義務化
II 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
以上を令和4年4月1日施行します。この改正のポイントは以下の通りです。

1. 雇用環境の整備

育児休業が取得しやすい職場環境を整備し、育児休業（産後パパ育休）の申し出が円滑に行えるよう自社の育児休業（産後パパ育休）制度について全従業員対象の研修を行う。育児休業（産後パパ育休）相談窓口を設置し全従業員に知らせる。自社従業員の育児休業（産後パパ育休）取得事例を収集し従業員に情報提供する。育児休業（産後パパ育休）制度と育児休業取得促進に関する方針を定め従業員に知らせる。これらのどれか一つ以上実施することを改正法は事業主に求めています（義務）。

2. 個別周知・意向の確認

本人または配偶者が妊娠又は出産したことの申し出があった場合、申し出た従業員に以下の4点を知らせてください。

- ① 自社の育児休業（産後パパ育休）制度
- ② 育児休業（産後パパ育休）の申し出窓口
- ③ 雇用保険の育児休業給付について
- ④ 従業員が育児休業期間中に負担しなければならない社会保険料の取扱について

以上を申し出のあった従業員に知らせることも事業主の義務と改正法は定めています。そして、申し出た従業員に育児休業（産後パパ育休）を取得する意向について、面談する方法または書面を交付する方法で確認することを改正法は事業主に求めています。

なお、従業員が希望した場合、ファクシミリまたは電子メールの利用も個別周知・意向の確認方法として認められています。

個別周知・意向の確認方法は、育児休業（産後パパ育休）の制度を漏れなく正確に伝えるため専用の文書を作成し、その文書を利用して面談で伝え、意向もあわせて確認するといった方法をお勧めします。特に令和4年10月1日から施行の産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）は、新たな制度ですから文書で伝えることが理解を深め安心して利用することができると思います。

なお、子どもが生まれるすべての従業員に個別の周知・意向の確認をしないとまでは改正法は定めておりません。あくまでも申し出があった場合は育児休業（産後パパ育休）制度を伝えて、意向の確認をしてください。

3. 有期労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

今まで、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件は、育児休業の場合、

- ① 引き続き雇用された期間が1年以上であること
- ② 1歳6ヶ月までの間に契約が満了することが明らかでないこと

以上の二要件が定められていました。これが今回の改正法では、①の要件を撤廃して②の要件のみとなりました。なお、介護休業の要件は、「介護休業開始予定日から93日経過する日から6ヶ月を経過する日までに、労働契約が満了することが明らかでないこと」です。

以上が、令和4年4月1日施行の改正法のポイントとなります。今回は、以下4～6についてお伝えします。

4. 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設**5. 育児休業の分割取得****6. 育児休業取得状況の公表の義務化****上嶋社会保険労務士事務所**

〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5

TEL.0263-88-6927 FAX.0263-88-6928

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室¹⁶⁶) 法人税その58 子会社整理における注意点について

Q. 最近、M&Aなどの話題をよく聞きますが、子会社を整理する場合における注意点について教えてください。

A.

1. 合理的な整理計画又は再建計画

子会社等を整理又は再建する場合の損失負担等については、その損失負担等に経済合理性がある場合には寄附金に該当しませんが、この経済合理性を有しているか否かの判断は、次のような点について、総合的に検討することとなります。

- ① 損失負担等を受ける者は、「子会社等」に該当するか。
- ② 子会社等は経営危機に陥っているか（倒産の危機にあるか）。
- ③ 損失負担等を行うことは相当か（支援者にとって相当な理由があるか）。
- ④ 損失負担等の額（支援額）は合理的であるか（過剰支援になっていないか）。
- ⑤ 整理・再建管理はなされているか（その後の子会社等の立ち直り状況に応じて支援額を見直すこととされているか）。
- ⑥ 損失負担等をする支援者の範囲は相当であるか（特定の債権者等が意図的に加わっていないなどの恣意性がないか）。
- ⑦ 損失負担等の額の割合は合理的であるか（特定の債権者だけが不当に負担を重くし又は免れているか）。

(注)子会社等を整理する場合の損失負担等（法人税基本通達 9-4-1）の経済合理性の判断の留意点

- ・上記②については、倒産の危機に至らないまでも経営成績が悪いなど、放置した場合には今後より大きな損失を蒙ることが社会通念上明らかであるかどうかを検討することになります。
- ・上記⑤については、子会社等の整理の場合には、一般的にその必要はありませんが、整理に長期間を要するときは、その整理計画の実施状況の管理を行うこととしているかどうかを検討することになります。

2. 経営危機に陥っていない子会社等に対する支援

経営危機に陥っていない子会社等に対する経済的利益の供与は、その利益供与について緊急性がなく、やむを得ず行うものとは認められませんから、寄附金等に該当することとなります。

子会社等が経営危機に陥っている場合とは、一般的には、子会社等が債務超過の状態にあることなどから資金繰りが逼迫しているような場合が考えられます。

なお、債務超過等の状態にあっても子会社等が自力で再建することが可能であると認められる場合には、その支援は経済合理性を有していないものと考えられます。

子会社等の整理に当たり、整理損失が生じる子会社等は、一般的に実質債務超過にあるものと考えられます。

3. 債務超過の状態にない債務者に対して債権放棄等をした場合

一般的に、債務超過でない債務者に対して債権放棄等をした場合でも、営業状態や債権放棄等に至った事情等からみて経済合理性を有すると認められる場合には、債権放棄等による経済的利益の供与の額は、寄附金に該当しないものとして法人税法上損金算入が認められます。

例えば、実質的に債務超過でない子会社等の再建等に際して債権放棄等を行う場合としては、次のような場合などが考えられます。

- ① 営業を行うために必要な登録、認可、許可等の条件として法令等において一定の財産的基礎を満たすこととされている業種にあっては、仮に赤字決算等のままでは登録等が取り消され、営業の継続が不可能となり倒産に至ることとなるが、これを回避するために財務体質の改善が必要な場合
- ② 営業譲渡等による子会社等の整理等に際して、譲受者側等から赤字の圧縮を強く求められている場合

なお、財務諸表上は債務超過でないが資産に多額を含み損があり実質的な債務超過によって経営危機に陥っている子会社等に対して、合理的な再建計画に基づいてやむを得ず債権放棄等を行ったといったような場合は、経済合理性を有することはいうまでもありません。

4. 損失負担(支援)額の合理性

損失負担(支援)額が合理的に算定されているか否かは、次のような点から検討することとなります。

- ① 損失負担(支援)額が、子会社等を整理するため又は経営危機を回避し再建するための必要最低限の金額とされているか。

② 子会社等の財務内容、営業状況の見通し等及び自己努力を加味したものとなっているか。

子会社等を再建又は整理するための損失負担等は、子会社等の倒産を防止する等のためにやむを得ず行われるものですから、損失負担(支援)額は、必要最低限の金額でなければなりません。一般的に、支援により子会社等に課税所得が発生するようなケースは少ないと考えられます。

支援金額が過剰と認められる場合には、単なる利益移転とみなされ、寄附金課税の対象となります。

なお、支援の方法としては、無利息貸付、低利貸付、債権放棄、経費負担、資金贈与、債務引受けな

どがあり、その実態に応じた方法が採用されることとなるものと考えられます。

更に必要最低限の支援であり、子会社等はそれなりの自己努力を行っていることが通例ですから、損失負担(支援)額は、被支援者等の自己努力を加味した金額となります。

この場合、どのような自己努力を行うかは、法人の経営判断ですが、一般的に遊休資産の売却、経費の節減、増減資等が考えられます。

(税制委員会：忠地祐一、杉山良一、宮澤顕司 グループ稿)
(監修：関東信越税理士会 松本支部)

・【ふるさとの食】シリーズ ②・

昆虫食の今昔 『伝統の食文化から観光資源へ。 そして食糧問題の解決策へ?』

地域固有の食文化の再評価の中で、観光資源としての昆虫食が見直されるようになりました。最初は昆虫食になじみのない都市部からの観光客向けの高級珍味として郷土料理店で提供され、さらには海外客向けのガイドブックには松本で挑戦すべき伝統食材として掲載されるまでの人気メニューとなりました。

また信州の昆虫食文化をより身近に感じてもらうと、松本大学と安曇野市の食品メーカーでは、蜂の子といなごの佃煮のパウダーを使った「はちの子のパイまんじゅう」と「イナゴおかき」を商品開発し、県内のサービスエリア



はちの子のパイまんじゅう



イナゴおかき

や土産品店などで信州ならではのインパクトのある土産として注目を集めています。

2013年には国連食糧農業機関 (FAO) が、食糧問題の解決策の一つとして昆虫を食用や家畜の飼料として活用することの可能性を報告したことで、世界的にも昆虫食への関心が高まりつつあります。栄養価が高く、家畜に比べて短期間に省スペース、低コストでの飼育が可能な昆虫は、直接食べるにしろ、家畜や養殖の餌として活用するにしろ、人類の未来には必要不可欠かもしれません。まだ食べたことの無い方も、久しぶりの方も、レパートリーが増えつつある昆虫食に挑戦してみたいかたがたでしょうか。

【取材協力：松本大学人間健康学部 矢内和博准教授】
(横沢敏編集委員)

第18回会員親睦ボウリング大会中止のご案内

本年度予定しておりました「第18回会員親睦ボウリング大会 (令和4年2月17日(木) 開催予定)」につきまして、主管する当会厚生委員会において実施の検討を進めて参りましたが、今後の新型コロナウイルス感染拡大予測、競技の実施形態などを総合的に勘案し、誠に残念ながら中止とさせていただきますこととなりました。どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

青年部コーナー

活動報告

○12月例会○

『中小企業診断士・社会保険労務士が解説
知っておきたい補助金・助成金制度について』を開催



講師の矢島さん

12月21日(火)、12月例会を開催しました。今回の例会では青年部のメンバーでもある中小企業診断士の矢島龍氏（株マネジメントアシスト）と社会保険労務士の小倉洋平氏（税理士・社会保険労務士法人 未来経営）に講師を依頼し『中小企業診断士・社会保険労務士が解説 知っておきたい補助金・助成金制度について』というテーマで、経産省管轄補助金（事業再構築補助金、ものづくり補助金 等）、厚労省管轄助成金（新型コロナに係る助成金等の特例措置の今後の動向・働き方改革を進める上で活用できる助成金等）などについて専門家からわかりやすくお話をいただきました。



講師の小倉さん

○『こどもしおじり』に参加○

12月11日(土)、塩尻市のえんぱーくを会場に開催された「こどもしおじり」に、青年部が参加してまいりました。この事業は小学3年生から中学3年生までの児童を対象に、こども達が働き、お給料をもらい、納税をして、買い物やアカデミーが楽しめる仮想の街づくりを行う取り組みです。当会からはお仕事ブース（洋菓子屋・クリーニング屋）、アカデミーブース（お箸づくり・租税教室）計4ブースを出展いたしました。ご協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。



サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

女性部コーナー

活動報告

○特別例会○

『小布施散策と長野県立美術館 日帰りの旅』を開催



大勢のご参加ありがとうございました

12月17日(金)、女性部特別例会として「小布施散策と長野県立美術館 日帰りの旅」と題したバス旅行を実施いたしました。今回の例会では「栗と北斎と花のまち」として大勢の観光客に親しまれている小布施を散策した後、2021年4月にリニューアルオープンした長野県立美術館を訪れ数々の美術品を見学するとともに、隣接する善光寺を参拝してまいりました。

一昨年から続くコロナ禍の影響により、こうした親睦事業の開催が難しい時期が続いておりましたが、感染状況を注視し安全対策を施した上で今回無事に特別例会を開催することができました。

○松本児童園への地域社会貢献活動を実施○



寄せられた善意をお届けしました

女性部では地域社会貢献活動として、児童養護施設松本児童園へ寄附金、日用品などの物品贈呈と奉仕活動を毎年実施しております。



奉仕作業の様子

本年度は12月7日(火)に小林女性部長をはじめとする4名が児童園を訪問し、会員から寄せられた善意をお届けしてまいりました。また、当日はタオルを加工して、こども達が使う雑巾を縫う奉仕活動も行いました。ご協力をいただきました大勢の皆様、誠にありがとうございました。

ご協力ありがとうございました！ 令和3年度 “松本法人会 やまびこ運動” 結果報告

ご紹介
77件

ご入会
37社

会員企業の皆様に、お取引先やお知り合いを紹介いただき、当会への入会のきっかけとさせていただく「松本法人会 やまびこ運動」。今年は5月から活動期間を1か月延長し12月末まで皆様にご協力をいただき

きました。

今年も大変厳しい状況下ではございましたが役員をはじめとする会員企業、関係機関の皆様よりご協力をいただき、紹介件数が77社、その中からの入会が37社となりました。皆様のご協力に厚く御礼申し上げます。(12月22日集計時点)

なお、本年度も各部会には「新規加入数目標」と共に、「やまびこ運動紹介件数目標」を設け、期間中に目標を達成された部会への表彰を予定しておりますが、波田部会(目標12件)、本庄部会(目標8件)にやまびこ運動紹介件数目標を達成していただきました。ご協力誠にありがとうございました。

1月の予定

6日税制委グループ会議 11日青年部第六委員会、幹事会 12日総務委員会 18日女性部正副部長会議 19日新設法人説明会 20日正副会長会・1月拡大役員会 26日研修委員会 27日決算説明会、租税教室(並柳小学校)

決 算 説 明 会

(法人税・消費税/12月決算法人対象)

1月27日(木) 午後2時より

松本市駅前会館 4階「大会議室」

※会場設営(距離確保)、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

令和4年度

税制改正に関する提言活動

法人会では毎年、適正・公平な税制の実現を目指して、建設的な提言活動を全国的に実施しており、松本法人会でも、地元選出の国会議員ならびに地方自治体などに対する提言活動に取り組んでおります。

本年度は下条みつ衆議院議員(立憲民主党)、中川宏昌衆議院議員(公明党)、務台俊介衆議院議員(自由民主党)、松本市役所(市長・市議会議長)を百瀬幸子税制委員長が訪問して、4年度税制改正に関する提言活動を行いました。(松本市以外の管内自治体に対しては首長、議会議長あてに提言書を送付いたしました。)



下条みつ衆議院議員



中川宏昌衆議院議員



務台俊介衆議院議員事務所



松本市嵯峨副市長



松本市議会芝山議長



頌 春

令和 4 年
(2022 年)
() 内は選出部会

「消費税申告」
「声運動実施中」

会長 神 澤 陸 雄	副会長・厚生委員長 高 橋 秀 生	副会長・総務委員長 滝 澤 文 雄	副会長・研修委員長 花 岡 貞 夫	副会長・広報委員長 百 瀬 衛 貴 男
副会長・税制委員長 百 瀬 幸 子	副会長・組織委員長 小日向 義 夫	副会長・波田部会長 深 澤 直 久	副会長・穂高部会長 菅 澤 一 隆	副会長・川手部会長 花 村 薫
副会長・塩尻部会長 作 田 永 子	副会長・豊科部会長 下 山 邦 雄	専務理事 野 村 和 之	常任理事・青年部長 廣 田 伸 一	常任理事・女性部長・税制副委員長 小 林 秀 子
常任理事 西 澤 仁 志	常任理事・城西部会長 田 中 鈴 生	常任理事 佐 藤 信 司	常任理事（西部） 水 谷 有 吉	常任理事（南松本） 島 宏 幸
常任理事・総務副委員長・深志部会長 倉 科 晶 夫	常任理事・研修副委員長・南部部会長 上 條 栄 規	常任理事・組織副委員長・南東部会長 田 内 光 一	常任理事・広報副委員長長 浅 川 琢 夫	常任理事・総務副委員長・西北部会長 田 中 幸 一
常任理事・税制副委員長 赤 羽 勝 巳	常任理事・厚生副委員長 上 條 敏 昭	常任理事・組織副委員長 清 水 是 昭	理事・上土部会長 増 田 博 志	理事・今町・六九部会長 大 宮 康 彦
理事・伊勢町部会長 窪 田 忠 洋	理事・中央部会長 手 塚 勝 彦	理事・本庄部会長 市 川 興 一	理事・白板部会長 田 近 勝 之	理事・城東部会長 大 和 朗
理事・東部部会長 新 井 卷 好	理事・北部部会長 濱 田 諭	理事・南松本部会長 佐 藤 古 寿	理事・芳川部会長 浅 川 貴 央	理事・本郷部会長 山 崎 圭 子
理事・寿部会長 堀 江 哲 也	理事・研修副委員長・西部部会長 宮 下 秀 保	理事・南西部会長 中 島 敬 夫	理事・三郷部会長 高 木 一 寿	理事・筑北部会長 関 川 光 寿
理事・安曇部会長 宮 本 孝 幸	理事・梓川部会長 齋 藤 章	理事・堀金部会長 松 本 伸 夫	理事・朝日部会長 武 井 正	理事・山形部会長 清 水 敏 昭
理事・奈川部会長 川 瀬 雄 一	理事・上高地・白骨温泉旅館部会長 奥 原 宰	理事・農協部会長 田 中 均	理事・広報副委員長 忠 地 恵 子	理事・厚生副委員長 高 橋 治 美
理事・青年部長経験者 大 月 清 光	理事・青年部長経験者 伊 藤 修	理事・青年部副部長 蒲 生 浩 明	理事・女性部副部長 中 野 美 知 子	運営審議員（今町・六九） 真 峯 勝 則
運営審議員（本庄） 横 内 義 明	運営審議員（城東） 安 保 充 彦	運営審議員（北部） 小 松 伸 好	運営審議員（本郷） 富 成 敏 文	運営審議員（寿） 橋 詰 修
運営審議員（南西） 岡 野 敏 明	運営審議員（南東） 林 勇 次	運営審議員（塩尻） 清 水 吉 則	運営審議員（塩尻） 酒 井 久 徳	運営審議員（塩尻） 塚 原 嘉 之
運営審議員（塩尻） 吉 村 和 道	運営審議員（豊科） 萩 原 敦 己	運営審議員（豊科） 熊 沢 雄 一 郎	運営審議員（穂高） 会 田 恵 司	運営審議員（穂高） 佐 野 訓 久
運営審議員（川手） 藤 森 賢	運営審議員（川手） 瀧 澤 正 基	運営審議員（波田） 谷 上 正 明	運営審議員（三郷） 久 根 下 直 敏	運営審議員（筑北） 小 山 光 雄
運営審議員（安曇） 川 上 隆 英	運営審議員（梓川） 小 松 保 久	運営審議員（堀金） 猪 又 悟	運営審議員（朝日） 清 澤 俊 彦	運営審議員（山形） 唐 沢 孝 美
運営審議員（奈川） 亘 亘	監事 宮 本 潔	監事 伊 藤 敏 史	監事 柴 田 博 康	
事務局一同				

あけまして
おめでとーございます



さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

謹賀新年

大同生命は、
「経営者保険のパイオニア」として、
これからも、みなさまに大きな安心を
お届けしてまいります。
本年もよろしくお願い申し上げます。

DJIDO 大同生命保険株式会社

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F) TEL 0263-32-0829

謹賀新年

AI G損害保険は本年度も法人会の福利厚生制度「ビジネスガード」を
会員企業様の皆様にお届けしてまいります。
皆様の益々のご繁栄をお祈り申し上げます。
本年もよろしくお願いいたします。



AI G損害保険株式会社 松本支店 長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7F
TEL:0263-35-1933

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ

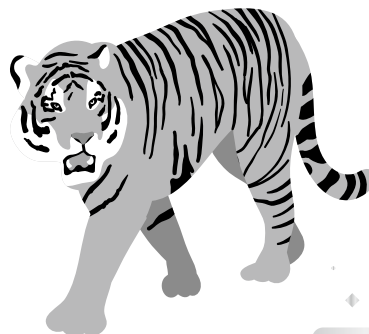
会員企業とそご家族の皆様に

安心をお届けしてまいります

新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに

ご健康とご多幸をお祈り申し上げます

令和四年



謹賀新年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 長野支社
〒380-0823 長野県長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4階

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍑)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料
- 関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷
- 広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 振込
Xメディアの
イラスト データ デモ
デジタルカメラ
デジタルカメラ
素材を組み合わせて
自社パンフレットから

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080



安曇野市総合体育館 「ANC アリーナ」オープン



安曇野市豊科高家に安曇野市の新総合体育館「ANCアリーナ」が完成しました。大型アリーナや柔剣道場、トレーニング室等が備えられ、スポーツ

振興はもとより市民交流、地域防災拠点としての役割が期待されています。グランドオープンは1月15日。地域住民の皆様にとんどん活用され、親しまれる施設になれば良いですね。(川船昌子編集委員)

株式会社 佐藤ボデー製作所

おかげさまで設立70周年 SINCE 1952



これからも当社一丸となり
“オンリーワンのトラック製造”
に取り組んでまいります

TRUCK BODIES & EQUIPMENT CORP

株式会社 佐藤ボデー製作所 松本市鎌田2-2-7

<https://sato-body.jp/>

川柳コーナー

箱根路の

特等席は

このこたつ

ずくが出ず

お腹だけ出た

お正月

初詣

何を願うの

愛娘

新米

あとかぎ

あるスーパリーの色刷りチラシに添えられたメッセージに日ごろ沈みがちな心が救われる、そんなニュースを耳にしました。チラシの主は広島市にございます1954年創業「生鮮スーパーたかもり」。副社長の伊木氏が心に響くメッセージを添えてチラシを製作しています。

「お客様に感謝すると、商売が楽しい。商売が楽しいと、一日楽しい。得した、得した!」「毎月一回お客様が来ない夢で飛び起きます」「人生山あり谷あり!何か有ったら助け合うのが仲間だろ!よしトラック市スタートだ」「毎日赤字だってお天道さまはまた昇る」などの言葉に「私もそう思う」というお客様からの電話が寄せられるそうです。

こうしたチラシは大型店の進出により廃業寸前となった際に作り始めたこと。小規模店の悲哀を込めて、自ら心を開いた本音の言葉がお客様に届き共感を得て、売上にもつながっているようです。チラシに添えられた「人生にはユーモアを!」そんな言葉に心が温かくなりました。

(川船)

(本号編集委員)

川船昌子
横沢敏



個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

印刷所 アサカワ印刷株式会社